

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
勝山市	村岡町滝波	令和3年2月26日	

1 対象地区の現状

①滝波の耕地面積	18ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18ha
③アンケート調査等に回答した地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	16.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.6 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・滝波の農地は、認定農業者2名が多く耕作しているが多くの農地は自作している農家がほとんどである。自作農家には後継者がいない場合がある。 ・滝波は、用途区域内区域が多くあり、圃場が整備されていないため、小さい農地は担い手が引き受けてくれない、もしくは、今後引き受けてくれなくなる。 ・集落内の農地が耕作放棄地となることで、獣(ハクビシン・狸・狐・熊)が出没する。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、認定農業者に集積している農地は、現状を維持していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が引き受けてくれない農地は、滝波地区で共同作業する生産組合的な組織(機械の共同利用・共同作付・集落内の耕作放棄地を発生させない)を立ち上げてられないか検討し、水稻にこだわらず地域の農地を担って守っていく。 ・組織案①集落内の圃場及び耕作放棄地を利用して組合員が協力して園芸作物を作付し、出荷する。(JA及び道の駅などに高収益作物を出荷する) ・機械の共同利用(トラクター・コンバイン・田植え機・管理機など)

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、麦 蕎麦	4.7 ha	水稲、麦 蕎麦	4.7 ha	滝波
認農	B	水稲、麦 蕎麦	6.4 ha	水稲、麦 蕎麦	6 ha	滝波
集	C生産組合	水稲、麦 蕎麦	0 ha	水稲、麦 蕎麦	4 ha	滝波
認農法	D法人	水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha	滝波
	E	園芸	0.3 ha	園芸	0.3 ha	滝波
計	5 人		11.6 ha		15.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

滝波地区として、今後どのようにして地域の農地を守っていくのか協議していく。

用途区域内区域は圃場の整備事業に対して補助金が少ないので補助割合を高める政策を要望して、圃場を整備した後に認定農業者が受けてくれるような農地の条件を整えていく。